

保 健 に つ い て

朝の健康観察を必ず行ってください。

【発熱や発疹、その他病気等にかかっている場合は、お預かりできません。】

* 顔色・食欲・元気がないなど、一時預かり事業の利用をしても大丈夫かどうか保護者の目で確かめましょう。

<どんなことを見るか>

熱があるか

機嫌がよいか

鼻水が出ているかどうか

体に発疹はないかどうか

37.5 以上ないか

咳がでているか・どんな咳か

便の状態・回数・何色か

目ヤニ、目の充血はないか

耳を痛がっていないかどうか

嘔吐・下痢はないか

* ホクナリンテープを使用している場合は、必ずお伝えください。

* 前日38 以上の発熱、24 時間以内に解熱剤を使用した場合及び下痢、嘔吐がひどい時は、ご利用できません。

* 一時預かり事業は集団生活の場所です。感染症などが集団発生しないように、疑わしい時は自己判断せず、必ず病院を受診し、医師の指示を受けてください。お子さんの様子によっては、ご利用できない場合もあります。

<感染症について>

病名	学校における出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退したのち2日を経過するまで
結核	感染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれなくなるまで。無症状排菌者は登園可
流行性角結膜炎	感染のおそれなくなるまで
急性出血性結膜炎	感染のおそれなくなるまで
その他 *	医師が登園しても差し支えないと認めるまで

* その他の疾患例:溶連菌感染症・ウイルス肝炎・感染性紅斑(りんご病)・手足口病・ヘルパンギーナ・感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)・マイコプラズマ肺炎・ヘルペス性歯肉口内炎など。なお、アタマジラミ・伝染性膿痂疹(とびひ)などは原則的には利用見合わせの必要はないと考えられますが、集団の年齢構成や疾患の重症度などで、利用を見合わせていただく場合もあります。